相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山九一二番地、最後の住所青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五一五番地
被相続人　亡　角谷　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
青森県五所川原市中央三丁目二〇一番地
原妙子司法書士事務所
相続財産管理人　原　妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦郡葉山町長柄四五番地、最後の住所神奈川県逗子市桜山六丁目一三二六番地の二〇　二〇二
被相続人　亡　児玉　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
神奈川県横須賀市汐入町二丁目八番地四
ＹＳＫビル四階　横須賀汐入法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣瀬　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区泉町一二番地二、最後の住所静岡県静岡市葵区上足洗四丁目三番二七号
被相続人　市川敬左右

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
事務所静岡県静岡市葵区太田町三四番地
芝口ビル二Ｆ
相続財産管理人　司法書士　杉山　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市天池東町一八九番地、最後の住所愛知県稲沢市天池遠松町一番地二
被相続人　亡　野村　重寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
愛知県名古屋市西区城西一―一二―一二
パークサイドビル二階
相続財産管理人　弁護士　鵜飼　雅成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市蓮花寺四九二番地、最後の住所愛知県小牧市大字二重堀五七七番地一六
被相続人　亡　竹内　和馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
名古屋市中区丸の内三―六―二七ＥＢＳビル二階　中村正典法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内山智映子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市須依町二二一番地、最後の住所愛知県知立市西中町北吹戸一〇二番地コテエイジ西中二〇三号
被相続人　亡　小林　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
愛知県知立市長田一丁目一一番地
相続財産管理人　弁護士　寺町晋二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区前田町三丁目七番地、最後の住所名古屋市天白区植田二丁目二〇一番地名古屋市寿荘　被相続人　亡　山越　ナツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号ＮＫ丸の内ビル七〇一号平井綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平井　朝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市天白区土原三丁目二〇三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加藤　清司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
名古屋市中区丸の内二―二―七丸の内弁護士ビル九階九〇一外堀通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井上　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市田原町西砦三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡本　つや

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
愛知県豊橋市前田南町一―一―一タワーレジデンスＨＡＤＡ二〇一・二〇二号
相続財産管理人　弁護士　高和　直司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡添田町大字庄二一六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　寺岡　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日
事務所福岡県直方市新町三丁目三番四二号
吉村拓法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉村　拓

第９期決算公告

平成27年11月9日
広島県廿日市市平良一丁目３番20号
株式会社アーキエイト
代表取締役　石井　廣記

貸借対照表の要旨
（平成27年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,360
	固定資産	355
	合計	5,715
負純資産の債及び部	流動負債	885
	固定負債	2,336
	株主資本	2,494
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 506
	その他利益剰余金	△ 506
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	5,715

第36期決算公告

平成27年11月9日
名古屋市東区東桜二丁目15番７号
東海建物管理株式会社
代表取締役　藤田　義明

貸借対照表の要旨（平成27年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	110,567
	固定資産	159,306
	有形固定資産	151,036
	投資その他の資産	8,269
	資産合計	269,873
負純資産の債及び部	流動負債	227,802
	株主資本	42,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,070
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	31,570
	（うち当期純利益）	(5,441)
	負債・純資産合計	269,873

第３期決算公告

平成27年11月９日
岐阜県大垣市新田町三丁目13番地
株式会社アール＆スマート
代表取締役社長　今津　洋平

貸借対照表の要旨（平成27年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	32,859
	固定資産	22,768
	繰延資産	185
	合計	55,813
負純資産の債及び部	流動負債	13,052
	固定負債	18,664
	株主資本	24,097
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,097
	その他利益剰余金	14,097
	（うち当期純利益）	(7,136)
	合計	55,813